

令和7年度 年末年始無災害運動実施要領

1 趣 旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で55回目を迎える。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切である。

令和6年の労働災害（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）による死亡者数は746人と過去最少だったものの、休業4日以上之死傷者数は135,718人となり、4年連続で増加となった。そのうち60歳以上の高齢者の割合は30.0%となっており依然として増加傾向にある。

本年8月末までの労働災害発生状況をみると、前年同期に比べて休業4日以上之死傷者数は、全体で1.4%減少しているが、依然として増加している業種および事故もある。業種別では、商業で3.8%、保健衛生業で3.0%増加している。また事故の型別では、「転倒」で6.5%増加しており、死亡災害の事故の型別では「交通事故（道路）」が19.6%増加している。

こうした状況の中で、特に年末年始は大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。また、多忙による焦りや疲労からミスやエラーが起こりやすくなる。そのため各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施が一層重要となる。また転倒・腰痛災害予防のため、身体機能の維持向上のための取り組みや、感染症予防を含めた労働者の健康管理にも全員で取り組むことが大切である。

自身の安全・健康の確保はもちろん、周囲の仲間とも声を掛け合って、皆で力を合わせて無事に一年を無災害で締めくくり、新年を明るい笑顔でスタートできるよう、本年度の年末年始無災害運動を展開する。

2 実施期間

令和7年12月1日から令和8年1月15日までとする。

3 運動標語

「年末」感謝の総点検 「年始」も笑顔で 無事故の発進

4 主唱者

中央労働災害防止協会

5 後援

厚生労働省

6 実施者

各事業場

7 主唱者の実施事項

- (1) 機関誌、ホームページ等を通じた広報
- (2) 報道機関等を通じた周知
- (3) リーフレット等の制作および配布
- (4) 小冊子、ポスター、のぼり、デジタルコンテンツ等の頒布・配信

8 事業場の実施事項

- (1) 年末年始に実施する事項
 - ① 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
 - ② 安全衛生パトロールの実施
 - ③ 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
 - ④ 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底、掲示や旗の掲げ替え
 - ⑤ 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
 - ⑥ 年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (2) 年末年始に実施状況を確認する事項
 - ① KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
 - ② 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
 - ③ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
 - ④ 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
 - ⑤ 火気の点検、確認など火気管理の徹底
 - ⑥ 交通労働災害防止対策の推進
 - ⑦ 働く全ての人が過重労働をしない・させない職場環境づくり
 - ⑧ 高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食事、運動等）に関する健康指導などの実施
 - ⑨ 感染症拡大防止対策の徹底
 - ⑩ 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
 - ⑪ 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
 - ⑫ 安全衛生旗の掲揚、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施